令和6年度用

法人市民税の減免の申請と申請書の記入方法

法人税法第２条第５号の公共法人、同条第６号の公益法人等及び同条第９号の２又は特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する法人（ＮＰＯ法人）等で、**収益事業を行わない場合は、**法人市民税（均等割額）の減免対象となります。法人市民税減免申請書等を提出し、審査を受け、減免事由に該当した場合は、その年度分の法人市民税の減免を受けることができます。

【法人の種類による課税関係】

法人の種類（法人税法第2条関係）		具体例	法人市民税	
			均等割	法人税割
公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人）	地方税法第 296 条第1項第1号に掲げるもの	国、地方公共団体等	非課税	非課税
	上記以外の法人	日本政策金融公庫、日本放送協会等	**※課税**	非課税
公益法人等（法人税法別表第二に掲げる法人等）	地方税法第 296 条第1項第2号に掲げるもの	日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等	収益事業を行う場合のみ課税	収益事業を行う場合のみ課税
	上記以外の法人	公益社団法人・公益財団法人、商工会議所等	**※課税**	収益事業を行う場合のみ課税
協同組合等（法人税法別表第三に掲げる法人）		農業協同組合、信用金庫、消費生活協同組合等	課税	課税
人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの）		青色申告会、同業者団体、PTA、同窓会等	収益事業を行う場合のみ課税	収益事業を行う場合のみ課税
普通法人（上記以外のもの）		株式会社、有限会社、合資会社、営利型一般社団法人、営利型一般財団法人等	課税	課税

※表中「**※課税**」の法人については、地方税法上は均等割の課税対象となりますが、厚木市市税条例の規定によって、収益事業を行わない場合には減免とされています。
（市税条例第 20 条第１項第４号、市税条例施行規則第７条第１項第４号）

※ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）は、表中「公益法人等（上記以外の法人）」と同様の扱いとなります。
（特定非営利活動促進法第 70 条第１項）

減免を受ける場合は、法人市民税の減免申請書に必要事項を記入の上、

令和６年４月 30 日（火）までにご提出ください（消印有効）。

定款、寄附行為、財務諸表等の添付書類につきましては、総会終了後速やかにご提出をお願いします。
なお、定款等に定めた事業年度終了の日が３月末以外の法人につきましては、令和５年度及び令和６年度の２期分の添付書類を提出してください（減免の算定期間が２期の事業年度に渡るため。）。
また、総会開催日や承認等の関係で添付書類の提出が遅れる場合には、ご連絡をお願いします。

申請書の記入方法は、次頁をご確認ください。

【減免申請書の記入方法について】

(1) 申請者欄には、減免を受けようとする法人名称とその所在地等を記入してください。申請代表者以外の事務局担当者や連絡先がある場合は、(　) 内も記入してください。

(2) 納税義務者は申請者欄と同じです。

(3) 均等割算定期間②とその月数は、令和５年４月１日時点で厚木市内に設立又は開設等をして事業を開始していれば、①の「減免を受けようとする算定期間」と同じ期間を記入し、その月数は「12」と記入してください。

※ 減免を受けようとする算定期間については、一律４月１日から３月 31 日を算定期間として適用します。定款等に定められた事業年度ではありません。

令和５年４月１日時点で開設していない場合は、開設日から３月 31 日までが算定期間となります。

(4) ③の金額は、②の月数が「12 月」の場合は、50,000 円（均等割の最低税率）と記入してください。

(5) 減免を受けようとする理由欄は、該当する理由の□にチェックをしてください。その他の場合は、理由を記入してください。

(6) 申請理由発生日の欄は、公益法人の認定日、非営利型法人に該当する一般社団法人又は一般財団法人はその法人の設立日、ＮＰＯ法人の場合は都道府県庁又は内閣府の認証日、その他の法人は団体設立日等になります。なお、前記の法人が収益事業を廃止後に減免申請をする場合は、収益事業を廃止した日も併記してください。

(7) 事業内容の欄は、定款等に定めた目的及び内容と、収益事業の有無、定款等に定めた事業活動の決算月を記入します。

(8) 添付書類は、(7)で記入した決算後に、総会等の承認を得た内容の関係書類を提出してください。

※　既に届出をした法人名称、所在地、代表者等が変更されている場合は、「変更･異動届出書」の提出が必要です。届出書の送付を希望される場合はご連絡をお願いいたします。

なお、書式は、厚木市ホームページからもダウンロードできます。

【提出・問合せ先】
〒２４３－８５１１
神奈川県厚木市中町３－１７－１７
厚木市役所本庁舎２階５番窓口　市民税課税制係
電話　０４６－２２５－２０１２（直通）

【収益事業について】

次の表に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。（法人税法施行令第５条第１項に規定する34事業）

1　物品販売業	2　不動産販売業	3　金銭貸付業	4　物品貸付業	5　不動産貸付業
6　製造業	7　通信業	8　運送業	9　倉庫業	10　請負業
11　印刷業	12　出版業	13　写真業	14　席貸業	15　旅館業
16　料理・その他飲食店業	17　周旋業	18　代理業	19　仲立業	20　問屋業
21　鉱業	22　土石採取業	23　浴場業	24　理容業	25　美容業
26　興行業	27　遊技所業	28　遊覧所業	29　医療保健業	30　技芸教授業
31　駐車場業	32　信用保証業	33　無体財産権提供業	34　労働者派遣業	

収益事業による所得は法人税（国税）の課税対象となるため、税務署へ法人税の申告書を提出する必要があります。収益事業を行う法人であれば、原則的に法人市民税の減免対象にはなりませんのでご注意ください。

なお、法人の事業について収益事業への該当の有無は、税務署へご確認をお願いします。